

参考資料

○草津市附属機関設置条例（抜粋）

（附属機関の設置およびその担任する事務）

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

別表第1（第2条第1項、第3条第1項関係）

名称	担任事務	定数
ロクハ公園プール検討委員会	ロクハ公園プール基本計画の策定について 必要な事項の調査審議に関する事務	8人以内

○草津市附属機関運営規則（抜粋）

（委員長等）

第4条 附属機関に委員長および副委員長を置く。

- 前項の規定は、委員長の名称に会長その他これに類する名称を、副委員長の名称に副会長その他これに類する名称を用いることを妨げるものではない。
- 委員長（会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ。）および副委員長（副会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ）は、委員の互選によりこれを定める。
- 委員長は、附属機関を代表し、会務を総理する。
- 副委員長は、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 委員長および副委員長とともに事故があるときまたは委員長および副委員長がともに欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 別表第3に掲げる附属機関の委員長および副委員長は、第3項の規定にかかわらず、それぞれ同表の委員長および副委員長の欄に掲げる者をもって充てる。

(附属機関の会議)

第5条 附属機関の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長、副委員長および前条第5項により指名された委員の全てが不在の場合は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(定足数および議決の方法)

第6条 附属機関の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、別表第4に掲げる附属機関の定足数および議決の方法は、それぞれ同表の定足数および議決の方法の欄に掲げるとおりとする。

(関係人の出席等)

第7条 附属機関は、必要と認めるときは、その議事に関し専門的知識を持つ者または関係人を出席させ、説明または意見を聴くことができる。

別表第1 (第2条、第10条関係)

ロクハ公園プール 検討委員会	(1) <u>学識経験を有する者</u> (2) <u>公募市民</u> (3) <u>関係する団体から選出された者</u> (4) <u>その他市長が必要と認める者</u>	建設部公園緑地課
-------------------	--	----------

別表第2 (第3条第2項関係)

付属機関の名称	任期
ロクハ公園プール検討委員会	委嘱の日から調査審議した計画案を市長に答申する日まで